



第2回 2013年12月号

中田 祥子
KCCN 理事
消費生活専門相談員

<住まいと衛星放送 >

賃貸アパートに共同アンテナが設置されているため、自宅のテレビで衛星放送が映ってしまうという相談があります。



衛星放送が見たい人にとっては面倒な工事や機器の設置が必要でなく賃貸アパートの設備として付加価値のあることになりませんが、一方、見たくない人にとっては、賃貸アパートの設備としてあるためテレビを設置すれば衛星放送が映ってしまう、そのため契約をしなければならないことになります。

入居してから気が付くこともあるでしょうが、居住中にBS対応の共同アンテナが設置される場合もあるでしょう。

テレビは地上放送で十分と思っている人も衛星放送が視聴できる環境にあるからと言って契約義務が発生してしまいます。テレビを設置するということは地上放送と衛星放送の両方を必ずしも受信したいということではないはずですが、地上放送だけを見たいという選択ができません。

衛星放送(地上放送を含む)は地上放送より受信料が1年間で概ね1万円高くなります。

共同アンテナがあるばかりに不用な衛星放送まで契約しなければならないことに納得できない、また、年金生活の高齢者からは、転居した賃貸アパートに共同アンテナがあり、地上放送で十分なのに衛星放送契約をしなければならず、高くなる受信料の支払いが苦しいという話を聞きました。

賃貸物件を探す際、それならBS共同アンテナが設置されていない物件を選べばよいとも考えられますが、条件に合った物件を探すのはなかなか大変でしょうし、アンテナ設置の有無を条件にいれればさらに選択の幅が狭くなることでしょう。また、転居することも簡単にできることではありません。共同アンテナ設置の集合住宅に居住する人に衛星放送を見ないという意思が尊重される対応と施策が必要ではないかと思えます。

受信料の不払いについては裁判になっていることが報道されたりしていますが、このような集合住宅の衛星放送契約に関する問題はまだまだあまり知られていないように思います。

毎月の例会では、消費者として、「こんなことおかしくない？」という身近に感じることなど会員同士で話し合える場になればと思います。ぜひ多くの会員に出席いただきたく思います。